

人的関与ポストの廃止（案）について

1 人的関与ポストについて

- 人的関与ポストとは、府の人的関与の必要性が認められた指定出資法人の役員ポストであり、法人の持つ公共的な使命等、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者（現職職員又は府OB）を推薦している。

<経過>

- 平成 20 年 11 月から平成 21 年 12 月にかけて、第三者の委員で構成された「大阪府指定出資法人に関する専門家会議」において、指定出資法人への人的関与のあり方について検討を実施。
※当該専門家会議において、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民の目線により、全ての法人の役員ポストごとにその必要性の検討が行われた。
- 平成 22 年 1 月の大阪府戦略本部会議において、当該専門家会議の意見を踏まえ、法人の役員ポストのうち、府として人的な関与が必要なものを「人的関与ポスト」とし、府関係者（現職職員又は府OB）から適任者を推薦することを決定。
- その後、概ね 3 年に 1 回、第三者の委員で構成される「大阪府指定出資法人評価等審議会（以下「審議会」という。）」において、人的関与ポストについて点検を実施。

<人的関与ポストの推移>

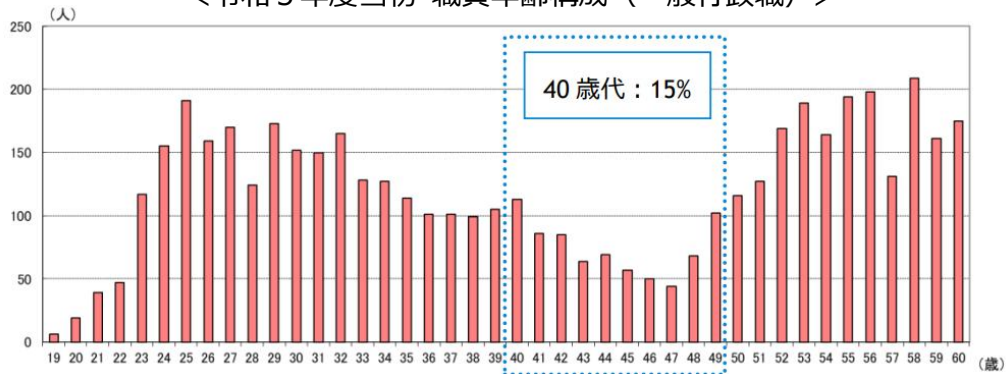
H22 年 1 月 (戦略本部会議)	H25 年 12 月 (再点検)	H28 年 7 月 (再点検)	R 元年 7 月 (再点検)	R 4 年 8 月 (再点検)	R 5 年 10 月 現在
23 法人 39 ポスト	17 法人 25 ポスト	16 法人 23 ポスト	16 法人 23 ポスト	14 法人 20 ポスト	13 法人 19 ポスト

2 人的関与ポストの廃止について

(1) 廃止する背景について

- 府では、この間の厳しい財政状況の下、事務事業の見直しや事務の効率化等により全国一スリムな組織体制を維持してきたが、今後更に、府民ニーズが増大することが見込まれる中、これらにスピー感感を持って的確に対応するためには、全ての職員が働きがいを感じながら、持てる能力を最大限に発揮することで、組織全体の生産性を向上させ、パフォーマンスを最大化していくことが必要となっている。
- そのため、今後 10 年を見据えた「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定し、この基本理念に基づき組織体制や人事給与制度を構築・拡充し、効率的・効果的な府政の推進に取り組んでいくこととしている。
- この取組みの中で、職員の状況等も踏まえ、改めて「指定出資法人への人的関与のあり方」についても検討を行った結果、今後、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなることに加え、定年年齢の引上げにより従来 OB となっていた職員が庁内に留まることとなるため、これまでのように幅広い選択肢（府関係者）から適任者を人選することが出来なくなることが見込まれている。
- このような状況を踏まえ、**人的関与ポストを廃止する。**

＜令和5年度当初 職員年齢構成（一般行政職）＞



（出典：令和5年8月 総務部人事局「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」）

（2）廃止する時期について

- 令和6年度末（令和7年3月末）をもって、人的関与ポストを廃止。
※令和7年度以降は、府関係者の推薦を行わない。

3 人的関与ポスト廃止後（令和7年度以降）の指定出資法人の役員ポストの取扱いについて

（1）現職職員の派遣について

- 府の施策推進等の必要性から、人的関与ポストの廃止後においても、府が法人の役員ポストに現職職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴くものとする。
- 派遣している職員の引き揚げを行う場合は、審議会に報告するものとする。

（2）現職派遣以外の役員ポストについて

- 法人が役員を選任に際して、府 **OB** も選任対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定するものとする。（法人が府 **OB** を選任対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選任方法は法人の判断による）※現行においても同様の規定あり。
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募の手続きによらず府 **OB** を役員候補者に選任することができるものとする。

＜公募の例外事由＞

- ① 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府 **OB** を役員に就任させる必要があるとき
- ② 公募を実施したが応募がない場合で、府 **OB** を就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③ 役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府 **OB** が暫定的に就任するとき

※①については、例えば、解散が予定されている法人の役員を任期満了後も解散まで採用する場合などを想定。

- 法人が、例外規定に基づき、公募によらず府 **OB** を選任する場合は、府と協議を行うこととする。
 - ・例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。
 - ・例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告するものとする。